

経済産業省

平成 19・02・15 貿局第 2 号
輸出注意事項 1 2 第 1 5 号
輸入注意事項 1 9 第 2 号
経済産業省貿易経済協力局

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」（平成 1 2 年 3 月 3 1 日付け輸出注意事項 1 2 第 1 5 号・輸入注意事項 1 2 第 8 号）の一部を改正する規定を次のとおり制定する。

平成 1 9 年 2 月 1 6 日

経済産業省貿易経済協力局長 石田 徹

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」の
一部改正について

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」（平成 1 2 年 3 月 3 1 日付け輸出注意事項 1 2 第 1 5 号・輸入注意事項 1 2 第 8 号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成 1 9 年 2 月 1 7 日より施行する。